

# 〈社会〉が生まれ、〈ソサエチー〉が消える

## ——明治期における「社会」概念編成と公共圏の構造（前編）

木村直恵

されば当時は我国言論自由の黄金時代にして、人民は自由自在にその思う所を暴露せり。

竹越与三郎『新日本史』維新後記（五）

「全くの話、群集というあの檻褻屑どもは、舞台の役者に對してもそうですが、気に入れば拍手をする、気に入らねば野次り倒すという、まさにあれなんですよ」

シエイクスピア、中野好夫訳

『ジュリアス・シーザー』第三幕、第二場

一、「社会」が生まれた場所——新聞と議論

二、〈パブリック・オピニオン〉の発見

三、「<sup>ソサエチー</sup>社会」の自由、議論の自治  
——近代的公共圏の条件  
(以下、後篇)

### 一、「社会」が生まれた場所——新聞と議論

本稿でわれわれは、「社会」という言葉が生まれ出た（あるいはこの表現に相当する経験をした）まさにその瞬間に立ち会うこととなる。このひとつの言葉がどのようにして誕生したのかを問うことは、

同時に、そもそもどのよう<sup>に</sup>してという表現がもつべき／もちうる射程を問うことに直結している。われわれはここで、どのよう<sup>に</sup>という表現にたいして、ひとつの言葉の誕生という出来事が配置されているコンテクストの、必要な限り最大限の歴史的再構成の試みで応えることにしよう。

通説によると、〈society〉概念の翻訳語としての「社会」が近代日本語において初めて用いられた時と場所はかなりはつきりとしている。すなわち明治八（一八七五）年一月十四日付の『東京日日新聞』の社説欄——それは社名そのまま「東京日日新聞」欄と名付けられていた——において、主筆であった福地桜痴が記した次の用例である。

弁駁の論文は新聞紙上に多しと雖ども、昨日（一月十三日）日新真事誌に登録したる、文運開明昌代の幸民、安宅矯君が我新聞に記載したる本月六日の論説を批正せし論より期望を属したるはなし。吾曹はその全局の趣旨と全文の遺辭とを以て、此安宅君は必ず完全の教育を受け、高上なる<sup>ソサエチー</sup>社会に在る君子たるをトするを得るに付き、吾曹が浅見寡識を顧みず、再び鄙意を述べ、謹んで教えを請わんと欲す。唯冒頭の一節の如きは蓋し打過他的<sup>ベルナルド・ロテスト</sup>の議に係るより、吾曹は苟も世に公にするの新聞に於て、身上<sup>ベルナルド・ロテスト</sup>の実告を成す可き自由を有せず。仮令い此自由を許さるるも、吾曹は勉強と経歴との援助を以て、漸く高上なる<sup>ソサエチー</sup>社会に加わらん事を祈望するに依り、昔日の粗鄙なる

陋習を逐うて実告を為すを愧じ、又之を為すに忍びず。

ここで「高上なる」という形容詞とともに、わざわざ「ソサイチー」と振り仮名をふって記された「社会」が、この言葉の初出とされてきた。われわれもまた、これを初出とする従来の見方に同意して話を進めよう。「社会」という熟語のより早い用例をこれより遡って探究することは可能であるかもしれないが、「社会」という言葉が(society)概念と直接結びつけられた用例として、またこの言葉をめぐり連続性のある展開を見せる「出来事」の起点として、『東京日日新聞』の用例は歴史上の画期を示しているからである。それゆえここでは、ごく機械的に最初の用例を詮索することには拘泥しないことにする。むしろ問題は、この用例とこの社説記事が従来ただ事実として指摘されるにとどまっておき、「社会」という言葉がなぜほかならぬここで生まれたのか、そのコンテキストと歴史的意味についての探究はまったく行われてこなかったという点にある。

実際のところ、この「社会」という言葉の初出例は、これといった精彩を欠いているように見える。すなわちこの言葉は明確に定義されることもなく、いささか唐突に用いられている印象を与えるところに、社説の主旨にとつてもさして重要ではないように感じられる——いわば、使わねばならない必要性もないのに使われてしまった言葉、という趣きがある。そのうえこの文章が放っているどこかしら意地の悪い調子のために、この用例には品位において疑わしい雰囲気すらある。というのもここでの「社会」という言葉は、新聞紙上のある論争的な応酬において、福地桜痴が嫌味と皮肉をさかせて相手を罵るために引っぱり出してきたものだったからである。なによりわれわれにとつては、ここで使われているこの言葉の意味自体が捉えがたく思われる

はずである。いったいここで「社会」という言葉は、なにを指しているのか。このち近代の日本語世界のうちに広く根付き不可欠とも思われる語彙となるこの言葉がもっているはずの歴史的な意味深さにもかかわらず、遺憾にもそれにふさわしい重みがいささかも感じられないのが、「社会」の初出用例であった。おそらくこうした印象は、上記の二節が引用されることはあったものの、まともな分析の対象とされることがかつてなかった一因である。

さて、われわれはこの言葉が生まれ出ることになった地点を、それが配置されている空間ごと再構成することから始めよう。この空間を、ここではひとまず一種の「公共圏」と捉えることにしたい。前稿において私はすでに、明六社がその中に配置されているような場々空間のことを〈近代的公共圏〉と名指しておいた。「社会」という言葉が生まれ出たのも、まさにそれとまったく同一の空間においてであった。<sup>2</sup>

近代ヨーロッパにおけるようにしつかりと練られた重要な思想的著作群のなかにおいてではなく、日々、言葉が泡沫のように生み出されては消えていく新聞が、日本語の「社会」とよつての揺籃の場であったことは、この言葉の性格に決定的な影響を与えている。一歩踏み込んでみるならば、われわれはそこに生成期の近代的公共圏を溢れんばかりの勢いで満たし、公共圏そのものを押し上げようとしていた活気ある声と行為、そしてそれらがある種の地形のように隆起する問題系の布置を形作りながら、展開していく様に気付かされるのである。それは新聞メディアだけによって構成されていた空間ではない。たとえばそこには、前稿で取り上げたアソシエーション実践も固く組み込まれていたし、立憲政体の、あるいは民主的な自治機関の樹立のためのさまざまな理念や制度もその一部をなしていた。それが、この「社会」

という言葉の誕生が位置づけられ、それによって意味を与えられるコンテキストであった。

ひとつの言葉は、それが現れることのできるコンテキストの生成とともに生成する。われわれはこのコンテキストについての知識を身につけることなしには、「社会」という言葉が生まれ出た小さな論争の意味を理解することはできないし、そこで「社会」という言葉がもっていた意味を理解することもできない。それだけではなく、この探究をつうじてわれわれはこのコンテキスト——ちょうど「社会」の誕生後間もなく重大な構造転換を経験することになったこの空間そのものが、注視に値するものであったことに気付くはずである。そしてそれは「社会」が生まれた／「社会」を生んだ空間であったと同時に、それとほぼ引き換えに明六社という特異な「ソサエター」が退場することになった空間でもあった。

「社会」という言葉が初めて発されたのは、新聞紙上で交わされていた福地桜痴と、「文運開明昌代の幸民 安宅矯」と名乗る無名の人物との議論の応酬のさなかにおいてであった。直接の発端は、一月六日付『東京日日新聞』に掲載された福地桜痴の論説である。これにたいして安宅矯による反論の投書が一月十三日付の『日新真事誌』に掲載され（翌一月十四日付『朝野新聞』にも掲載）、翌日の『東京日日新聞』論説で桜痴が反批判を加え、さらに十八日も桜痴は反論を追加した。「社会」の初出の場となったのは、この反批判のテキストである。この短い応酬は、その短さにもかかわらずこの当時の新聞メディアと、ひいては公共圏にとつての重要なテーマが何重にも織り込まれている。まずは議論の流れを一瞥しておこう。

一月六日付の桜痴の論説は、「世の民権を重んじ議院を起さんことを

主張したる論者は、何の方向を以て政治の目的とするか」という問いかけで始まっている。これは、ちょうど二年前の明治七年一月、民撰議院設立建白書が新聞に掲載されて以来、新聞紙上で継続的に行われていた民撰議院をめぐる議論にたいする、いささか攻撃的な問いかけであった。桜痴は言う、「吾曹」——これは桜痴が新聞紙上で用いた独特の一人称である——には民撰議院開設論者たちの政治目的が最初から判然としなかったが、最近になってようやく分かってきた、「他なし、彼輩の目的は民権を重ずるの一边に在らずして、政府を悪むの一边に在るに過ぎず、英語にて『アンチゴウルメントパルチー』なる者なり。」議院設立を訴える民権論者にたいして、その「政治の目的」——ポリシーはいつたい何なのかと嫌味な問いを發した挙句に、彼らにはポリシーの名に値する確たる内容はないのであり、いわば anti government party Ⅱ 反政府党とでもいふべき相対的な立場があるだけだと断じた桜痴の論説は、明らかに挑発的な意図をもっていた。

この一年間の議論にたいするこのような否定的評価の理由を桜痴は次のように説明する。もともと桜痴は、明治六年の政変から民撰議院設立建白書の提出・公開に至る過程を、政府主流の「漸進党」にたいする在野の「急進党」の巻き返しという構図で捉えていた。すなわち、岩倉使節団の外遊政治家の明治政府復帰によって、政府の主流が「漸進党」の立場に転換し、それにたいして下野参議側が「急進党」を構成するという対立関係が成立したとみたのである。しかしながらその後の展開は、「急進党」がなんらかの内実あるポリシーや、その追求のための現実的な手続きについての関心を有するものではなかったことを確信させるものだった、と桜痴は言う。かくして彼は次のような苦々しい結論にたどり着いたのである（ただし苦りきった態度というのは、実のところ新聞紙上では多分に戦略的に繰り出される芝居

じみた身ぶりの趣きがあったのだが)。

此論者の胸中には最初より漸進急進の方向も定まらず、又其持論を實踐せしむべき考案もなく、只々学問と文章とを以て自己の私憤を発する而已。其民権を重ずるは論の客にして、政府を悪むは論の主なりと云わざるを得ず。……之を名けて私憤より生じたる「アンチゴウルメントバルチャー」と云わざるを得んや。

『東京日日新聞』主筆の言動は、これまでもしばしば他紙の記者や読者からの疑惑や反発を招くことがあったが、民撰議院開設論者を単なる功名狙いの「私憤」の徒と決めつけたこの論説にたいして憤激したのが一読者の安宅矯であった。

昨年十二月以来、東京日日新聞は太政官の御用を鼻に掛けて、吾曹々と種々の論説を書き、諸新聞の批正を受けしことも少なからざれ共、本月六日に刊出せし論説は殊に妄中の尤も妄なる者、誣言中の尤も誣なる者なり。<sup>3</sup>

安宅も指摘しているとおり、福地桜痴が『東京日日新聞』に関わりはじめたのは前年の十一月、正式な入社は十二月のことであり、桜痴と『東京日日』の関わりはわりあいに最近のことであった。それまで桜痴は大蔵省の官僚の地位にあり、そのかたわら主に『郵便報知新聞』に出没する有名投書家・猫尾道人として知られていた。だがその一方で桜痴と新聞との関わりが非常に長かったのも事実で、その人生は幕末以来新聞とともにあったといっても過言ではない。この新聞的人間の履歴についてはのちにあらためて触れることとするが、いったん官

途に就いていた桜痴が明治七年にあらためて新聞界でのキャリアを再開するにあたり、いわゆる「手土産」として『東京日日』にもたらしたのが「太政官記事印行御用」の特権であった。これは太政官から発される法令や通達に関する情報の供与権を『東京日日』が独占することを許可するもので、これにより『東京日日』は政府の準公告紙としての機能を担うことになった。<sup>4</sup>これは、先に「左院御用」の特権を享受して、左院に提出された建白書を独占的に掲載することのできた『日新真事誌』に対抗しつつ、さらにそれを上回る特権であった。

正式に『東京日日』主筆に就任した桜痴は、大幅な紙面改革にも着手した。十二月からの紙面の一新は、現在のわれわれの目から見てもひとつのメディアの脱皮と成長の軌跡を示して鮮やかなものである。それまで三段横組みの表裏一枚刷りであった紙面は、判型が大型化し、現在の新聞にも見られる半折四頁縦段組みとなった。このレイアウトは『日新真事誌』の模倣ともいえるものであったが、ともかく半折という形態を獲得することによって、自在にページ数を増加させる道が開かれていくのである。大幅に拡張された紙面を新たに占めることになった記事のうち、注目すべきは論説・社説欄にあたる「東京日日新聞」欄の設置だった。桜痴は署名代わりのように「吾曹」という独特の主語を用いて、この欄で縦横に自説を展開することになる。そして「社会」という言葉は、この新しい欄から生まれたのだった。

つい先日までは、有名であったとはいえ一介の新聞投書家であった人物が、特定の新聞にたいする政府による特別な配慮を取り付けたうえ、主筆として自前の発言の場所を確保し、そこから大胆不敵な意見表明を開始したことは、ただでさえライバル心旺盛な新聞投書家たちにとって快かるうはずはなかった。こうしたときには新聞投書家たるもの、多少品位には欠けるかもしれないが、できるだけ気の利いた嫌

味や罵倒で他の読者を抱腹させたり、溜飲を下げたりするのがゲームのルールというものだ。そこでもう少し安宅の声に耳を傾けてみると、悪ふざけじみた罵言が聞こえてくる。

吾輩伝聞するに、此の筆者は元と長崎通事の出身、某卿門下の幫間にて、只へエ、ハイ、と低頭平伏する位の漢子也と。然れば此の筆者の我政府の事情を知らず、出まかせなる言を云うも固より深く尤むるには及ばざれ共、其余り失言するを以て我輩略ぼ之を正す可し。天下の看官、請う熟覧を給えば則ち幸甚々々。

桜痴は長崎の出身であり、たしかに長崎のオランダ語通事のもとでオランダ語を学習した経歴がある。幕末には幕臣にとりたてられたが、維新後は明治政府に出仕して伊藤博文や木戸孝允ら長州閥の政治家との関係が深かったとされ、日報社（『東京日日新聞』の発行元）入社前後から政府高官とのコネクションが新聞関係者から疑惑視されていた。安宅はこの当時から桜痴にまわりついていたステレオタイプ的なネガティブ・イメージにたいして、「幫間」という表現を侮蔑的に用いて揶揄した。それに つづけて、桜痴の論説の事実誤認を指摘し、最後に「アンチゴウルメントバルチャー」anti-government partyのお返しとして「アンチフハクトライトル」anti-fact writerというレッテルを投げつけたのである。

この投書が『日新真事誌』に掲載された翌日、さっそく桜痴が『東京日日新聞』に掲載した反論が、「社会」の登場した論説であった。本章冒頭の引用にふたたび目を移そう。まず桜痴は、新聞紙上における数多い「弁駁の論文」のなかでも、安宅の投書はまさに彼が期待していたようなものだった、と述べる。文章から判断するに安宅は「完

全の教育」を受けた「高上なる社会」の一員にちがいないから、自分の浅学非才を顧みず応答することとしよう、と桜痴は歓迎の意を表明するのであるが、読み手はそこに差し挟まれた嫌味なニュアンスを見逃すことはないだろう。桜痴は安宅のことを自分と互角か、それ以上の識者だと持ち上げておいて、安宅に反撃する。桜痴は、安宅が桜痴にたいして「打過他的の議」、すなわち個人攻撃を行っていると指摘したうえで、たとえ自己弁護のための反論の自由が与えられたとしても、自分はそれを断固として行使しないのだ、なぜなら「苟も世に公にするの新聞」においては、そのような個人的／私的な話題が扱われるべきではないからである、と大げさに訴えてみせる。「高上なる社会」に加わることを祈望している者としては、断じて個人攻撃のよいうな「昔日の粗鄙なる陋習」を新聞という場で繰り返すことなどできないのだ——演劇に対して並々ならぬ造詣の持ち主であったこの人物らしい芝居がかった台詞回しで、桜痴は安宅の破廉恥ぶりを引き立たせようとするのである。

こうしてわれわれは、ここでの「社会」という言葉の用例が、どうやらこの場における議論のルールをめぐると一つの駆け引きを包含しているらしいことに気付く。安宅の「打過他的の議」はこの当時の新聞においては日常茶飯事のものであり、取り立てて口汚い部類のものであったわけではなかった。むしろ議論を闘技的な見世物にしてしまうことは、新聞メディアと投書による議論という新しい実践と遭遇した人びとにとっては心躍る愉快な経験であり、このように議論を面白くすることはちょっとした作法のようなものだった。

他方、新聞界にカムバックしてからの桜痴は一貫して、新聞における議論と、ひいては政治的な議論における秩序とルールの制定者として振る舞おうとしていた。かくして桜痴は、安宅の無作法を咎めるこ

とによって、どちらがこの場での正しい振る舞い方を知っているのか、差別化して示すのである。桜痴は安宅を「高上なる社会」なる場に属する好敵手とみなすかのように振る舞いつつ、実のところ安宅をその地位から追い落とそうとする。この議論の場は、安宅のような無名の投書家の粗野な振る舞いを本来許容すべきものではないのである。見えない境界線によって線引きされた領分、これが初めて現れた「社会」である。そして桜痴は見えない境界線によって線を引くからこそ、そのような領分が生まれてくるのだということをよく判って、そうしたのである。

「高上なる社会」という表現は、議論にかかわる正当な資格や作法という観念と結び付けて用いられている。これはつまり議論には正當なあり方とそうではないあり方があるという考え方を示しているのであり、「高上なる社会」とはそのことをわきまえている人間のみが入場することのできる、ある制限された空間のことなのである。とはいえこの「社会」は明六社「ソサエチー」とは異なり、限られた人々のみが社員として登録される閉鎖性をもつものではないし、また明文化された規則や社員名簿が存在しているわけでもない。この「社会」が公的に開かれている様は、まさに新聞がその読者に対して開かれているという事実が示しているとおりである。しかしながら、一見無条件に近い開放性をもつかに見えるこの空間には、明文化されず、眼に見えないかたちではあるが、そこへの入場と振舞いとを規制するようなルールがたしかに存在している、とされる。より正確にいうと、各人の入場の可否や振舞いの当否を判定するようなルールの有無、そしてもし基準やルールが存在するのであればそれはどのような基準やルールであるのかが争点となるような場が、「社会」なのだ。われわれはここで「社会」という言葉は、公共圏という言葉で理解されるものと

重なり合っているのだと確認しておいてよいだろう。

これまでに見てきたように、桜痴が「高上なる社会」という言葉を用いたときに想定していた公共圏のルールの一つは、私的な属性にかかわる個人攻撃の禁止であった。ここには、新聞を「公」的な場として捉え、そこに私的な問題を持ち込むことへの忌避の念が表明されている。「私憤」にたいする軽蔑もここにつながっている。この「公的なもの」についての感覚こそ、なんらの政治的な權威に裏付けられているわけではない公共圏が、それでも議論の正統な制度であることを自認するための不可欠の条件である。ただし、なにが公的な領分に相応しいものであり、なにが私的なものとして排除されねばならないのかは、初期の公共圏において争点となる問題であった。

このルールの裏側にはさらに二つの重要な問題が織り込まれている。ひとつには「公」的かつ「高上」な場としての新聞「社会」において発話する際にとられるべき、適切な態度の問題である。(敵対)に転化する準備がいつでも整っていることを誇示するような攻撃的な罵言は、建前としては、この「社会」においては差し控えられるべきである。そして「公」的な場という暴露の空間において、そのような攻撃からなにより保護される必要があったのは「私人」であった。「社会」とは、そこに参加する人々がその私的な属性を——しかも虚実入り混じった情報の流布によって——さらされることなく、「公」的な問題についての意見を自由に交わすことのできる場であるべきだという信念を、桜痴はここで言外に示している。「公」的な場においては、個人にかかわる私的な事柄自体が持ち出されるべきではないし、もし私的な事柄の暴露によって個人の名譽が傷つけられたとしても、それにたいする反論すらそこに持ち込まれるべきではないという潔癖な姿勢は、議論のなかで桜痴が身を以て示してみせたことだった。公

共圏「社会」において語る際のしかるべき内容と態度という問題、そして「私人」の名譽の保護という問題は、このうち公共圏の枠組みに決定的な影響を及ぼす重要な伏線となっていく。

さらに桜痴はこの短い議論のなかで、もうひとつの「社会」＝公共圏のあるべきルールを提起している。それは安宅の憤激を買った一月六日の論説のほうに明確に現れている。そもそも新聞＝公共圏の議論が公的な性格をもつという認識には、そこでの議論が政治的問題についての政治的な性質のものである（ことができる）という認識が相伴っているのである。桜痴はまともな政治的議論には必要不可欠なルールがあると考えていた。それは、議論の主体が自らの政治的「方向」と「目的」を確立することである。

夫れ政治を議せんと欲せば、論者は須らく第一にその方向を定め、第二に其考案を起し、然して後に初めて口を開き筆を執りて之を論じ、苟しくも其方向に合わざれば政府の処置と雖ども之を駁し、其方向に合えば仇敵の発言と雖ども之を助く。此の如くにして初めて公平なる政治の党と云うを得べし。<sup>55</sup>

政治的な議論を行うにあたり、先立つべきは明確な「方向」——目的・方針の確立である。論者は常に自分の「方向」のみに導かれて議論を行うのでなければならぬ。それゆえ、「方向」を同じくするのであれば相手は何者であるかを問わず同志なのであり、「方向」を違うときには躊躇なく反論すべきなのだ。政治的意見とはこのような私たちの党派性として組織されるのが望ましい。桜痴がこのような「方向」のありかたとして具体的に考えていたのが、「急進党」や「漸進党」といった区分である。桜痴はこの画期的な政治的立場分類

の日本への紹介者として、もっと記憶されてよい。さて、それには、して民権議院開設をめぐる一年に及ぶ議論から桜痴が見出したのは、「私憤」と「功名の慾」が動機として先立ち、現実的な行動をおこすことなく、ただ「不平」を鳴らすために立論する「アンチゴウルメントパルチー」であった。この評価がはたして客観的に正当であるかどうかや、桜痴の判断の根拠はいったん措くとしても、政治的な議論に急進から保守までのスペクトルとしての党派の立場性の確立を求める主張は、時事分析に党派性という視点を持ち込んだことと相俟ってたいへん斬新なものであり、これこそ桜痴が官僚としてのキャリアをなげうつても新聞＝公共圏にたいして問いたかったこと、さらにいえば桜痴に新聞界に復帰するのにじゅうぶんな勝算を確信させた主張であった。事実、桜痴はこのち自ら「漸進」の立場を代表し、率いていこうとするのである。

桜痴は、明確な立場形成・立場表明を伴わないまま行われる新聞紙上の議論にたいして未熟で混乱しているという評価を下した。すなわち、異なった立場に立脚する異なった意見という複数性こそが、政治的議論と呼ぶに足る議論の条件、「社会」＝公共圏の根本条件であるという見方を示したのである。そうであるからこそ桜痴は安宅の反論にたいして歓迎の身振りで応えてみせた。議論のルールをわきまえた「高上なる社会」の所属者と、明確な「方向」の差異にもとづくまともな議論をできるというのなら、望むところである。だが勝負は最初からついていた。ひとつには、桜痴の考える議論のルールには適っていないことが最初から分かりきっている投書家を相手に議論しようとした桜痴の人の悪さゆえに。そしてなにより、ルールというのはそれを持ち出した人間のほうに分があるようにできているものだから。

ところでわれわれは、桜痴がなぜここで「社会」という言葉を発し、

公共圏の議論のルールの定立者として振る舞おうとしたのかを問うてみる必要がある。たしかに桜痴の目には、生まれ出たばかりの近代日本の公共圏とそこでの議論は、大いに手を入れる必要があるものと感ぜられていたのであるが、われわれの視点から初期の公共圏の構造を取り出してみるとどのように見えるのだろうか。「社会」という言葉がその誕生にあたりどのような意味を帯びていたのかを理解するためには、この作業を欠くことはできない。

## 二、ヘバブリック・オピニオン<sup>6</sup>の発見——近代的公共圏の条件

近代日本の公共圏の草創期の輪郭を描くうえで、特筆すべき一時期がある。それは、明治七年から八年六月に至る一年半の期間である。この一年半は、おそらく近代の言論とメディアの歴史にとつての短い奇跡のような時間、このうち第二次世界大戦の終結に至るまでつねに法による統制を受けない時期はなかった言論とメディアが、言論の自由というものを最大限享受することのできた最初で最後の空白の時間だった。竹越与三郎はこの時間を「我国言論自由の黄金時代」と呼んだ。<sup>6</sup>「社会」は、この特別な時間のなかで生れたのである。初期公共圏を理解しようとするなら、この奇跡の時間を挟んで、それ以前と以後に区分して考えるのが適切である。この節では、いったん時間を遡り揺籃期の公共圏の姿から時を追うことにしよう。最初にわれわれの導き手となるのは、福地桜痴の新聞的人生である。

現在では不当なまでに顧みられることの少ないこの人物は、後年、自らの人生を「余が新聞紙に於ける幾ど平生の境涯たり、……蓋し新聞紙には宿世の因縁あるに似たり」<sup>7</sup>と振り返ることになるが、その

言葉どおり、彼は近代日本における新聞メディア誕生に結びつくすべての要素が流れ込んでいるような人間、草創期の新聞メディアを体現した、いわば新聞的な人間であった。「社会」という言葉がこのような人間の口から最初に発されたことの意味を、われわれはじゅうぶん理解する必要がある。先に触れたように、大蔵省に出仕する官吏であった福地桜痴が『東京日日新聞』に関与しはじめたのは、前年の秋のことであった。桜痴は、久米邦武らとともに岩倉遣外使節団に随行したのち、明治六年七月に帰国して大蔵省に復帰していたが、征韓論をめぐる政変を機に辞職を決意し、入れ替わりに新聞事業に乗り出したのである。とはいえ「社会」という言葉を発するに至るまでの桜痴と新聞との関わりは、わずかに、二か月の短いものであったわけではない。彼はそれまでの人生においてすでに、日本における新聞メディア草創期の歴史をもっとも深く生きていた人間の一人だった。

長崎の医師の息子として生まれた桜痴が新聞と最初に出会ったのは、蘭学修業時代のことであった。彼は師のもとで出島のオランダ商館長が毎年幕府に提出していた「オランダ風説書」と、風説書所載の海外情報源となったオランダ語新聞（桜痴によればアムステルダムにて発行のもの）の反古を見ることができた。<sup>8</sup>その後、江戸に出てからは、心中・災害などのもっぱら市井の出来事を報じていた不定期刊行物の「読売」と出会い、さらに幕府の外国方に出仕して通訳翻訳業務を担当するようになると、英米公使館から英字新聞を借り受けて読解に挑戦した。福沢諭吉が初の渡米を果たした一八六〇（万延元）年の遣米使節団には、念願かなわず随行の機会を逃したが、使節団がアメリカで受けた歓待を報ずるアメリカの新聞を翻訳したのは、桜痴であった。ただしこの時点の桜痴にとっては欧字新聞の文章は難解すぎ、惹きつけられては挫折することの繰り返しだったのだが。

桜痴が新聞とより本格的な出会いを果たしたのは、文久年間のヨーロッパ使節団に福沢諭吉らとともに随行了したときのこと、福沢が熱心に西洋事情についてのメモをとっていた傍らにおいてであった。パリにおいて新聞のなかに、つい昨日の自分たち使節団一行の姿が、それとも思いがけない詳細さで報じられていることに驚き、次いでロンドンでますます新聞の魅力にひきこまれ、新聞社を見学を訪れ新聞記者とも面会してその「組織の概略」を学び知った。帰国後には、薩英戦争をめぐるイギリスの新聞報道の「議論の正大」と「直言して憚る所なき」性質に感銘を受け、一八六七（慶応三）年にふたたびヨーロッパ使節団に随行了した際にも、新聞を知ることには桜痴の情熱は注がれた。「巴里、倫敦の諸名家に会して新聞紙の事を問ひ、その内外の政治に關して輿論を左右するものは即ち新聞の力なりと聞き、あわれ余にして若し才学文章あらば、時機を得て新聞記者と成り、時事を痛快に論ぜんものと思ひ初めたりき」<sup>10</sup>。議論の公正性と「政治に關して輿論を左右する」力、これが新聞事業と新聞記者という職業へと桜痴を惹きつけた動機であった。

十九世紀後半のヨーロッパ政治の状況を実地で見聞した人々のあいだで、新聞メディアが形成する議論の力に驚嘆したのは福地桜痴だけではなかった。福沢も、文久のヨーロッパ外遊の帰国後に著した『西洋事情初編』で「新聞紙」の項目を立て、「新聞紙の説は、……其議論公平を趣旨とし、国の政治を是非し人物を褒貶すること妨げなし。故に世人皆之を重んじ、其大議論に由ては、一時人心を傾け、政府の評議も之が為め変革することあり」<sup>11</sup>、と述べている。福沢と桜痴が参加した翌年に派遣された遣仏使節団の正使となった池田筑後守らが帰国後に幕府に提出した意見書もまた、やや不明瞭な理解ながらも、新聞紙が「パブリック・オピニオン」を担う機能を持っており、政府も

民間人も実名・匿名を問わず、自らの「議論」を新聞に投稿して「宇内衆人之觀覽に供候て公同之議論を相試」みることに、それゆえ政府もまたこのようにして形成された「議論」にたいする参照や配慮を欠くことができないことを指摘している。<sup>12</sup>このように幕末の段階で西洋の新聞メディアと出会った人々は、十八世紀ヨーロッパに出現して以来、大きな意味の変容を経ながら政治・思想の重要な問題でありつづけていた（パブリック・オピニオン）概念が新聞にとって中心的なものであることを理解したのである。

ここで彼らがパブリック・オピニオンに「公論之議」という訳語をあてているのは興味深い。幕末のペリー来航に際して、時の老中・安部正弘が諸侯に意見聴取を行うという未曾有の決断に踏み切ったことが、日本において「公論」という觀念の浮上をもたらしたことは従来指摘されてきた。<sup>13</sup>池田らは当時、日本で政治的正統性を高めつつあった「公論」に相当するものが西洋において機能している現場を、日本にはまだ存在していなかった新聞メディアのうちに見出したのである。

政治権力の外部としての民間の活動力によってその主要な部分が担われる近代のメディア・公共圏は、政府の公権力に關係するという意味において公的に組織された機関であるわけではまったくない。しながら、皆が見ることができ聴くことのできる場で行われる議論から導き出された意見は公的な権威をもち、政府を導く力を持つということが人々のあいだで共通の信念となり、正統な統治のイメージの源泉をも提供していた。政治の外部にあって、「権力によって語る」のではなく、「権力について語り、権力に向かつて語る」<sup>14</sup>このような言説、しかもそのように語るることによってそれ自身が権威を獲得していくような言説が現実に機能しているさまを直視することは——たとえ

「公論」という観念自体はすでに知られていたものであったとしても——幕末の武士たちにとつてはやはり瞠目に値するものであっただろう。<sup>15</sup>

それにしても、いったい何が（パブリック・オピニオン）に公的権威、すなわち正統性を与えるのか。近世日本の「公論（公議輿論）」については、その正統性の起源を「天道」観念にまで遡れるものであるとする見方がある。<sup>16</sup>しかし西洋で見いだされたものは、こうした超越的・普遍的な価値から権威を獲得したわけではないものと見えた。「往復弁論の内には彼是の事情相通じ、自然至公至平の議論を得候て、強弱小大の勢を以て鉗制仕候様の儀、先はこれ無き都合に相成居候」<sup>17</sup>と池田筑後守らも説明するように、彼らは公開された議論、すなわち一方向的なものではなく、衆人環視のなかで相互的に交わされる意見のやりとりが、露骨な力の支配とは異なる公平性の原理を自然に、もしくは不可思議な作用によつてもたらすということ、見聞をつうじて、そしておそらくある程度は経験的にも理解することになった。異なる意見のあいだから生まれ出るものとしての「公平」にして「正大」なもの、公的政治権力によつて組織されたものという意味での（公）と競合しうる権威を獲得することになるのである。

ところで注目すべきは、このときすでに日本からの観察者たちが（パブリック・オピニオン）の「公論」のもつ政治的権威性という側面だけでなく、その構成的性格とでもいふべき側面にも、ふたつながら注意を向けていたという事実である。自然なもしくは靈妙な作用によつてもたらされるこの「公平正大」な（パブリック・オピニオン）は、ちやうど真理が指し示すような抗いがたい説得力があると同時に、意図的に構成されたり、操作されるものでもあるということにも彼らは気づいていた。

福沢は新聞の「議論」の効用として、「譬えば此国にて師を起し彼

国を攻めんとの評議あるとき、彼国の人、理非曲直を弁論し、之を新聞紙に載せて世上に布告すれば、師を止るの一助ともなるべし」<sup>18</sup>と述べ、池田筑後守らの意見書はより露骨に、国益のためにヨーロッパの新聞をつうじて日本に有利な（少なくとも不利ではない）国際的な公論形成を行う必要を強く主張している。<sup>19</sup>新聞は、（パブリック・オピニオン）を形成し操作するうえで決定的な力をもつことができるし、そのことによつて現実を操作し介入する力をもつことができる。それは十九世紀後半の国際関係のような場——異なる立場や利害が拮抗しあい、それを調停することのできる審級が不在であるような場において、とりわけ効果的である。それは日本でいうなら、徳川幕府と維新政権とが武力をもつて衝突した戊辰戦争のような状況のことである。

桜痴が慶応四（一八六八）年の戊辰戦争下で初めて自ら新聞発行に携わったことには、新聞によつて「輿論を左右」し、現実に介入する力のデモンストレーションという意味があった。いわゆる佐幕派新聞に分類されるこの『江湖新聞』において、幕臣として薩長新政府を快からず思っていた桜痴がとつた態度は、「着々維新の政に反対したる而已ならず、紙上は自から幕府の脱兵等が勝を喜びて之を称賛し、甚しきは戦報の空説若くは政況の虚聞を作為して以て記載したる事ありき」<sup>20</sup>といったものであった。この活動によつて、桜痴は逮捕され、『江湖新聞』は発行禁止となる。この年、旧幕臣らの手になる佐幕的な新聞は他にも刊行されており、新聞勃興の兆しを見せつつあったが、まもなく新政府は「大に人心を狂惑動揺せしめ」<sup>21</sup>るとしてこれらを全面的に禁止しており、その系譜はほぼ断絶した。桜痴はここでいったん新聞の世界から退場する。（輿論Ⅱ公論）の操作については、もつと考えてから出直す必要があるだろう。

近代日本の新聞にとって現在に直結する歴史の起点は、明治三年末の『横浜毎日新聞』を皮切りに、明治四年から五年にかけて相次いだ新聞各紙の創刊である。現在の『毎日新聞』の源流となった『東京日日新聞』の創刊は明治五年二月であり、創刊メンバーは裕福な江戸町人の息子で趣味人として知られた西田伝助、同じく裕福な趣味人で絵草紙屋を営んでいた広岡幸助、戯作者の条野採菊、浮世絵師の落合芳幾のわずか四人、うち芳幾以外の三人はかつて桜痴とともに『江湖新聞』に関わっていた。その創刊号は芳幾の挿絵入りで、岩倉使節団一行のアメリカ「塩湖」市滞在を報じている——桜痴はちようどこの使節団に随行して、彼の地に滞在中である。この新聞は近世出版の文化と人材と、近代新聞メディアとの結合という性格を『江湖新聞』から受け継いでいたが、佐幕派新聞の系譜からは断絶しており、なんらかの特定の政治的・思想的立場や主張を打ち出そうとするものではなかった。この時期に創刊された新聞各紙はいずれも、あらためて新聞発行を奨励する姿勢に転じた新政府の開明的方針に同調するものだった。

新政府の新聞メディアにたいする方針は、政府が明治二年以後、ほぼ一年おきに公布していった新聞関連法令<sup>22</sup>のうちに明瞭に示されている。明治二年、四年、六年、八年と改正を重ねていったこれらの法令からは、わずかな期間のうちに起った政府の新聞に対する視線の変化が鮮やかに読み取れる。最大の転換・断絶は、明治八年六月の新聞紙条例・讒謗律制定によってもたらされる——そしてここで公共圏の「黄金時代」は終わる——のであるが、目下の話題にとってまず注目すべきは明治四年と六年の条例である。従来指摘されてきたように、民間の新聞発行活動が開始された当初において、政府や府県の新聞メディアに対する姿勢はおおむね好意的かつかなり勸奨に積極的であっ

た。こうした姿勢は法令のうちにもよく現れているのであり、これらの法令はいずれも新聞の記載内容についての積極的規定を行っているという点で、現在のわれわれが法という言葉で思い描くようなものとは異質に見える。

「政法職制の沿革、百官庶司の昇降、土地人民の分合増減、号令、法度、軍事、刑法より、天変地異、風雨水旱、疾疫、盜賊、豊凶、生死、又は農工商販の諸業、貨幣物価の高低、造工新器、学芸詩歌、衣服飲食、昆虫草木、葉剤物産、贈答書牘の類、其他諸種官報、洋書訳文、海外雑事等、凡人事の関する処、物類の生ずる処、国政人心に害なき者、新聞に従い記載するも妨なし」<sup>23</sup>、あるいは「人心を警発し勸戒となるべきこと、或は新發明の器具等世の益になるべきことは、務めて記載すべし」をはじめとして、「雑談諧謔、事に害なくして人の一笑を發する事等、記載するも亦妨なし」、「文は極めて平易なるを主とす」、「布行は遠境に及ぶを主とす、近利を貪るべからず」、「新聞紙を撰する、務めて読者を倦ましめざらんことを要す」と、これらは新聞のあるべき姿を指示して饒舌である。いささか微笑ましくすらあるこれらの条文が示しているのは、この時点では法が言論とメディアと——あるいは権力が公共圏と取り結ぶべき関係、およびその関係の核心となる問題がなにかにあるかについての理解が、明治八年以後のそれとはずいぶん異なっていたということである。

われわれは近代のメディアと法との関係について考える際に、管理・規制・統制・弾圧といった語彙で発想することを自明としがちだが、とりわけ明治四年の新聞紙条例にはそうした前提はあてはまらない。明治八年以後、新聞関係法令は権力のメディアにたいする基本的振る舞いの形式として、許可（「允准」と「禁止」というカテゴリーを手に入れることになるのだが、明治四年の新聞紙条例の関心事はそん

などところにはないのである。この条例は、メディアや言論というものを形式的に管理するための項目——たとえば題名・社主・編集人の明記など——は一切欠いている。この条例の前提となっているのは、「新聞紙の儀は、人智発明、開化要用の儀、民間便益少なからず、方今の御時勢もつと欠くべからざる者」<sup>24</sup>という態度である。新聞メディアは、まずもって存在すべきものである。だとすると、それは何のために、どのようなものとして存在すべきか、というのが問題なのである。

「新聞紙は人の智識を啓開するを以て目的とすべし」と、この条例は言う。そして「智識の啓開」のためには「所有の事実」——つまり世界についての事実として正しい智識を獲得することが肝要なのだ、そうである以上、その「事実—智識」の内容に踏み込む必要があったことは、先の記載内容にかかわる積極的規定が示しているとおりでである。明治四年条例においては、客観的に正確さや有益さを保証することができる情報と、客観性を欠き曖昧さや虚偽によって人心を惑わす情報との弁別は、誰にとっても自明のものであるかのように提示されているのであり、その対応は、前者は奨励し、後者は禁止するというごく単純なコントラストを描いている<sup>25</sup>。あたかも公表される情報が「真実の主題に即しているかどうか」という水門の部分で見張っておきさえすれば、あとは間違いないと起るはずがないとでもいうかのようか。この時点において権力は、真実とはどの立場からの正しさであるのかという問題、すなわちなにが真実かということはその時々において構成されている立場の布置や、そこで人がとる立場次第で変わりうるものだとすることを、ほとんど想定外に置いていたようにみえる。

すでに幕末において、新聞メディアにおける公的な意見の構成的性格と正統性の問題にかんして、一部の人々が達していた見識を確認し

てきたことからすると、明治初年代の法が示すこのような感覚はたいへん素朴なものにも感じられる。事実、明治八年の新聞紙条例と讒謗律制定に至る筋道というのは、幕末にすでに獲得されていた見識に、法の側の認識がどうにか追いついていく過程だったということもできるのである。その中間に位置する明治六年は、真実と法の問題にとつてひとつの転軸点となった年である。明治四年の段階では、新聞はまさに創刊ラッシュを迎えようとしていたところであったから、法にとつて新聞メディアが存在する状況のリァリテイについての想像力がじゅうぶん及ばなかったのは無理もなかった。だが、明治六年にはすでに主要各紙が出揃っていた。

この年四月に公布された、在職官吏の新聞投書を禁する太政官布告<sup>26</sup>は、新聞メディアの管理統制を眼目とした最初の法令であったが、岩倉使節団外遊中の留守政府内の紛糾が新聞メディアに波及することを懸念したものであったと言われている<sup>27</sup>。新聞は公開された真実の説得力を競う場であることが——真実とは「天変地異」や「昆虫草木」の如く自明のものではなく、特定の立場にとつての真実だということが——、意識されはじめていた。現に、その一か月後にはまさに留守政府内での紛糾が原因で、大蔵大輔・井上馨と大蔵省三等出仕・渋沢栄一が有名な「財政に関する建議書」を正院に提出するとともに、『新聞雑誌』『日新真事誌』に公表して辞職した。彼らはこの結果、先の太政官布告の処分対象となり贖罪金三円を課されることになったが、新聞メディアの側からするとこれは公開性という潜在能力の大きな開花だったのであり、政府の有力な官僚自身ですらこの公開性に訴えることの有効性に着眼せずにはいられなかったことを意味していたのである。

この出来事は、新聞メディアにたいする自他の認識を単純な開明的

発想の枠内から踏み越えさせるものとなった。この年十月の新聞紙発行条目は、在職者の新聞投書を禁じた先の太政官布告も組み込んで、新聞メディアにたいする形式的管理の姿勢を明確にしはじめた。とはいえこの法律はまだまだ過渡期のものであって、相変わらず記載内容にかかわる積極的規定——「……は録入を許す」——を受け継いでいる。法がこのような余計な口を挿まなくなるのは——ということとは、法がみずからの使命と機能をもっぱら管理と禁止のみにあると自覚したということであったが——明治八年新聞紙条例・讒謗律からのことである。明治八年の新聞紙条例・讒謗律は、一般に「啓蒙から統制へ」の転換<sup>28</sup>を示す「弾圧」的「悪法」<sup>29</sup>と評価される。だが、正しくはむしろ明治八年に至ってようやく、政治権力と言論メディア・公共圏がどのような関係を取り結ぶべきかについて、政府がある種の見解の確定に達したと理解するべきであろう。ここに至って権力は、積極的に規範的なものを指し示すことはしなくなるのである。

ともかく留意すべきは、明治六年新聞紙発行条目が、管理的姿勢を打ち出したという事実にもかかわらず、それはまだ明治八年の条例による決定的な転換を経たわけではなかったということである。そしてこのことがわれわれにとって重要なのは、「社会」という言葉が生まれたのは、このような明治六年新聞紙発行条目のもとにおいてであったし、この言葉が拡散するのは明治八年の条例のもとにおいてだったということを確認しておく必要があるからである。

明治六年の井上・渋沢の「財政に関する建議書」提出と辞職は、大蔵官僚として井上馨ら長州閥と関係の深かった福地桜痴が、官僚生活に見切りをつけ、新聞界に復帰するきっかけをもたらしことにもなった。だがそれ以上にこの決断には、井上らの建議書と、ついで明治七

年一月の「民撰議院設立建白書」の公表の、ふたつの出来事があらわにした公開性の威力が大きく作用していた。

桜痴は公開性にもとづく公論形成の可能性に賭けて、新聞の世界に戻ってきたのである。その自負には目を瞞らされるものがある。高級官僚の座を擲って、当時、社会的地位の低かった新聞記者になろうとする桜痴を引き留める周囲の声に対し、桜痴はこのように言い放つ。「古人が良相たらずんば良医たれと云えるが如く、今日の勢にては内閣に列せざれば寧ろ新聞の主筆たれと云うべき者なり。余にして筆を新聞に執らば一般の新聞は必ず其勢力を得ん。余にして記者たらば新聞記者は必ず其地位を高めん。公等括目して其時の来るを待て」<sup>30</sup>。こうして明治七年秋から、桜痴は新聞界に本格的に復帰することになった。

『東京日日新聞』主筆に就任した福地桜痴が最初に行った紙面改革の一つが、論説欄の設置であったことはすでに述べた。論説は、新聞記者という身分が意見の公表をつうじた公論形成において大きなアドバンテージをもっていることについての自覚を、具体的なかたちで表明した実践である。この論説実践をつうじて桜痴が表明した意見がどのようなものであったかは検討に値する。だがその前に、論説に先立ち新聞の公開性のもつ威力を自他に知らしめることになった、もうひとつの重要な実践を紹介しておく必要がある。すなわち、投書である。井上らの「財政に関する建議書」が新聞に掲載されたのも、板垣らの「民撰議院設立建白書」が新聞に掲載されたのも、そしてそののち新聞紙上でこうした建議・建白書についての議論が交わされるようになったのも、投書という実践がそこに成立していたからであった。投書こそ、初期の新聞メディアと公共圏の性質を規定する大きな力をもった実践、そして桜痴の新聞への意欲と野心を掻き立てた最大の要

因だったのである。

初期の新聞は驚くほど少数のスタッフに支えられた零細な経営を行っていたこともあり、独自に取材・執筆・編集しうる記事の限界を補うために、読者からの寄書・投書を最大限活用しようとする傾向があった。「社会」という言葉が生まれた明治八年初頭の段階でも、新聞各紙は現在の新聞とは比較にならないほど大きな比重を投書欄に与えており、そこでは単なる情報提供をこえた活発な意見の提示と交換が行われていた。新聞の誕生とほぼ時を同じくして整備された郵便制度により、全国規模での意見の応酬が間延びせずに行えるようになっていたし、そのうえ明治六年に制定された「新聞原稿通送規則」は、投書などの軽量の新聞原稿は無料で配達すると規定していた。かくしついでに明治七年の正月には、『東京日日新聞』は年頭の挨拶を兼ねた社告において、日刊一万部に到達したことを報告するとともに、日々寄せられる投書が多数のため、限られた紙面に掲載しきれないことを詫びることになった。<sup>31</sup>

このようにわりあい早い段階から、寄せられた投書の取捨選択というところが不可欠の手續きとなってくるほどに新聞投書欄は活況を呈していた。そして載せきれなかった投書を後日に回してしまふなら話題や議論の展開に後れを取ってしまうことが、編集者の側からも読者投書家の側からも懸念される程度には、紙面の話題の回転の速さとなつて新鮮な話題が提供されることへの期待は、速やかに共有されるものとなつていた。このような投書欄の活況が一段と目覚ましさを加えたのは、明治七年のあいだのことであった。その最大のきっかけはやはり、「民撰議院設立建白書」の公表から始まった一連の議論である。

実際、各紙の投書欄を通観していくと、民撰議院の議論にリードされるようにこの一年間で議論の密度と質、とりわけ批判精神とも名付

けなくなるある種の態度が目覚ましく開花していったことが見て取れる。単発の投稿だけではなく、投書欄を舞台に——しかも他紙にもまたがるかたちで——同一のテーマについてある程度持続的な議論の往復がみられるようになる。投書は紙上でも特別な扱いを受けるようになっていった。たとえば『日新真事誌』では、主だった投書については、きまつて紙面の最後のほうに設けられていた投書欄にその他の投書と一緒にして押しこめるのではなく、より巻頭に近い位置に「疑問」「対問」「答議」「答弁」「弁駁」などと題した特設欄を設けて優遇する姿勢を見せるようになった。安宅矯の投書は、このように格上げされた「弁駁」欄に掲載されたものであった。

意外に思われるかもしれないが、初期の新聞においては論説の恒常的な掲載よりも投書欄の設置のほうがずっと先行していた。このため明治八年初頭の時点で、新しかったのは断然、論説欄のほうだったのである。それまでは、イギリス人 J. R. ブラックが主宰していた『日新真事誌』が断続的に論説を掲載していたのをぞくと、日本人の手になる新聞各紙が論説を掲載することはほとんどなかった。それらは創刊以来しばらく（メディア）の文字通りの機能に忠実にとどまっており、あるいはそこに多少の個性が付け加わることがあったにせよ、メディア自体がなんらかの意見を抱き、表明するべきものであるとはほとんど考えられていなかったのである。主要各紙が論説欄を常設するようにするのは、「社会」が生まれたのとはほぼ同時期、一八七四年末から翌年の初頭にかけてのことであり、そのなかでも早かったのが『東京日日新聞』の論説欄設置だった。

この時期になって各社が社説を掲げはじめた主な理由として、民撰議院の問題をはじめ新聞紙上の議論が活況を呈した明治七年のあいだに、新聞自体がメディアとしての成熟にむけて相次いで紙面改革を行

い、その一環として各社が競って当時の一級の文筆家たちを主筆やそれに準ずる地位の記者として迎え入れはじめたという事情が挙げられる。独自の意見を提示するに足る見識を備えた書き手を新聞が求めたことは、新聞メディアの自己理解に変化と脱皮の時期が訪れつつあったことを示していた。すなわち新聞は、「事実」としての情報や、せいで読者を退屈させないための無害な情報のたんなる媒介者以上の機能を引き受けようとはじめていたのである。この変化と「社会」という言葉の誕生は重なり合っている。そしてこの変化に対してもっとも意識的で積極的な態度を示したのが、福地桜痴であったことは間違いない。

投書欄設置の先行、投書欄から格上げされた特設欄、そして新設されたつあった論説欄における投書家出身の論者の活躍といった諸点を列挙していくと、この当時の新聞においては投書欄と論説欄、いわばアマチュアとプロフェッショナルな書き手との境界は画然としていたというよりも、地続きだったといったほうが事態に即している。新たに生まれた論説欄に対して、一般投書家たちが少なからぬ対抗心を刺激されたことは、安宅の口調からも察することができるが、両者の関係はどちらかというと流動的なダイナミズムを感じさせるものだったのである。

牧原憲夫は明治政府（左院）に提出された建白書と、新聞紙上におけるその公開と議論についての研究をつうじてこの年を「論争元年」と名付け、「一八七四（明治七）年は在野の人々が自分の考えを公表し、政府に本格的な論争をいどみはじめた最初の年であった」と評している。だが実際には、牧原の言葉の前半部分、すなわちこの年の在野の人々の声の噴出の目覚ましきさという点についてはたしかにその通りであったが、新聞紙上という場に関する限り、その声の基調が政府へ

の論戦であったとは言いきれない。新聞紙上において、政府批判という態度がいわゆる「人民」の立場からの発言の主要な型のひとつとなっていくのは、この翌年の後半以降——つまり新聞紙条例と讒謗律の発布以降——のことであり、明治七年の投書欄の批判精神は、政府批判よりもむしろ議論という実践そのものへの魅了と熱中にむけて開放されていた。

投書家から投書家へ、さらに投書家と論説記者とのあいだで交わされる活発な声が、「社会」誕生前後においてもっとも活発に響きあっていたものなのである。われわれはそこに、多様な公的な問題を我が事として受け止めようとする真摯な声を聞くことができる。そして多少舌足らずであったり、背伸びの余り破綻した表現も織り交ぜたりしながら、自分が持てる最大限の文章表現力——美文的修辭、機知、諧謔、皮肉、嘲笑、揶揄、罵倒などを駆使しながら議論の場で競い合っていた人々の姿を認めることができる。明治七年は、「理性の公的な行使」（カント）についての目覚めの年だったのであり、その目覚めは活気ある多様な声によって彩られていた。安宅が自らの名前に冠した「文運開明昌代の幸民」という言葉は、自らの声を自由に発する権利を行使しうる時代に際会した人間の実感だったのである。

そしてこのとき「社会」という言葉を発して、自らも含めた人々が声を発するこの場を名づけ、そのアリーナをルールづけることになみなみならぬ野心を燃やした福地桜痴は、パブリック・オピニオン「輿論」公論にたいする介入について『江湖新聞』時代の蹉跎を取りもどす準備ができていた。「社会」の初出の論説において安宅から「アンチフハクトライトル」の汚名をこうむった桜痴は、安宅からの指摘にひとつひとつ答えたのちに、もし安宅の意見が正当で、自分の意見が正当でないことが明らかになることがあれば、「吾曹は謬見誹謗の公判を受け、榮譽を汚すとも同

朋たる人民の為に喜で之を幸福とす」と、芝居がかった口調で見えを切る。それに続いて大仰なことに、桜痴はシエイクスピアの『ジュリアス・シーザー』から、アントニーの台詞を引用して末尾を締めくくるのである。それはブルータスによって殺害されたシーザーの葬送に際して、アントニーが演説によつて聴衆の〈興論<sup>パブリック・オピニオン</sup>＝公論を、シーザーにたいする糾弾から一転、シーザーのための復讐へと一変させる煽動の言葉である。桜痴は〈興論<sup>パブリック・オピニオン</sup>＝公論が言論の力によつて見事に反転するドラマを指し示しながら、自分自身を煽動者アントニーになぞらえてみせる。そして興味深いことに、ここで引用されたアントニーの台詞は、この煽動のドラマにおいてもっとも罪深い存在はブルータス一派でも、シーザーを擁護するアントニーでもなく、「茲に会したる諸君」、すなわち聴衆<sup>諸君</sup>と名指しているのである。<sup>33</sup>ここで、シーザーを滅ぼした陰謀者の側の台詞を想起することもできるかもしれない。「全くの話、群集というあの檻樓屑どもは、舞台の役者に対してもそうだが、気に入れば拍手をする、気に入らねば野次り倒すという、まさにあれなんですよ」<sup>34</sup>。『ジュリアス・シーザー』をわざわざ引用して見せた桜痴は、公共圏における読者・聴衆という存在を誰よりも強く意識し、彼らが果たす役割とその性格について、そして「理性の行使」のもたらず危い側面についてもっとも巧妙な目配りをしていたと言えるだろう。

このように、明治七年から八年前半に至る一年半の時間は、「理性の行使」の目覚めから、政府によるメディアと公共圏に対する対応の転換にはさまれた、稀有な時間であった。自由という観念は、このとき公共圏において活動しようとした人々のもつとで、初めてその具体的な意味を明らかにすることになったのである。そのような自由の一端

として、たとえば大阪で新聞発行事業にたずさわっていたと思われる人物が、明治七年四月に左院に提出し、次いで新聞に採録された次のような建白書を見ておこう。

臣、幸いに陛下維新之隆盛に逢遭し、世界文明之盛運に際会し、感激の至り、乃ち茲に新聞の一社を結び、人民の論説を公共し、人心・自主・自由の権利を保有し、新論奇説以て世の是正を求め、直言抗議以て時の謬誤を駁し、上文明の徳化を補い、下至治の光沢を鳴さす。而して昨年十月布告ありし所の新聞紙発行条目中、第十一条、第十二条の如き、恐らくは版行の自由を抑制するのみならず、隨て人民の通義権理を戕賊し、知識を枯亡し、開明の機会を屏息するに似たり。<sup>35</sup>

この建白者は、明治六年新聞紙発行条目にたいして抗議している。新聞紙上における「議論の自由」を許すことが万国の趨勢であるというのに、条目中の三つの項目（国体・国法に対する批判的議論の禁止、政治法律にかかわる報道に際して「妄に批評を加うること」の禁止、「猥りに」宗教について議論することの禁止）が、五カ条の御誓文の有名な「万機公論に決すべし」と「智識を世界に求む」という誓いに反しているとして、これら三項目の削除を左院に建白したのである。まさに国法を批判するための建白書が、新聞紙上に転載公開された一週間後、同紙には左院からの回答が掲載された。すなわち、「出版自由之義、条例を設け、聊か之が制限を立るは、上は国家の公権、下は人民の私権を保護する為」であり、「人民の権利通義」を妨げる意図ではない、だから人民は政府にたいして意見があれば忌憚なく左院に建白すればよいのだ、と。<sup>36</sup>（ちなみに左院が公共圏とどのような関

係にあったかについては、後節で説明することとする。

明治六年条目の不自由をかこち反抗する声は、明治七年の新聞からはしばしば聞こえてくる。<sup>37</sup>だが、これらの声は自らの自由を脅かされる者の切迫した響きを帯びたものではない。それは明治六年条目の規定をつうじて、獲得したばかりの、今まさに行使しつつある自由というものの輪郭を初めて知った人々が、その手触りを確かめているような声なのである。彼らは政府がその自由をよもや圧殺する可能性があるなどと考えてもいない。左院への「忌憚ない」建白は奨励されており、提出した建白書は、かりに要望がまったく聞き入れられないとしても、直接左院からの回答が得られることになっていた。人民の立場にある者にとって政府は対等な交渉相手と認めうるものであったし、政府の側もおおむねそれに対応した態度を示していたといえる。なにより先の建白書が示しているとおり、厳密に考えれば条例に抵触すると思われる投書や記事であっても、新聞紙上での公開を深く躊躇する理由はなかった。明治六年条目は、罰則規定を欠いていたのである。<sup>38</sup>

ともかく確認しておくべきは、明治七年から八年六月にかけての一期、この特別な時間に溢れ出た声は、その後と比較するなら際立つたかたちで自由を享受していたという点である。だが問題は、人々がその自由を主観的にはどのようなものとして感じとり、どのように体験することになったのかという点にある。初期の公共圏の構造を解明するうえで、経験された自由の問題はその要をなすものである。

### 三、「社会」<sup>ソサエチー</sup>の自由、議論の自治

新聞メディアが、広く人々に「開化」というものを実感させたこと

を言祝ぐ言説は、初期の新聞投書のなかでも代表的なもののひとつである。投書家たちの祝福の気持ちは、新聞を通じてもたらされるようになった多量の「事実」情報に向けられていただけでなく、彼らがまさに祝福の言葉をそこで発することができるという事実自体にも向けられていた。彼らは実に幸運な時代に立ち会うことができたものだ。しかしながら同時に、彼らは自分たちが声を発することができるという同じ事実にも懸念を抱かざるを得ない。せっかく新聞というかつてないメディアを与えられながら、そこに現われた声たちの応酬はしばしばあまりにも放埒な様相を呈しているのではないかと。

維新より我全国の開化に進む、実に駭々乎として駟馬も及ぶ可からざるの勢あり。……此の如き開化に進む其力たるや、新聞紙の多に居れり。故に余輩、且々暮々之を閲するを以て樂しめり。然るに今の如き新聞紙に至ては、善を勧め悪を懲するの要たるは暫く之を措き、或は人の非を謗り、或は人の作文の拙なるを咎むるに至り、紙上殆ど鬭争を為せり。嗚呼堂々たる新聞紙、終に籃中の反古となるに至らん。是れ余の深く嗟嘆する所なり。<sup>39</sup>

この投書において論者は、新聞紙上の議論が本題から逸れた個人攻撃や文章にたいする揚げ足取りのために「鬭争」状態に墮してしまい、結局新聞が無意味な反古同然となることを嘆息する。ちょうど同じ時期に、明六社が「異見」交換のルールと、「敵対」に転化することのない「対立」関係を模索していた傍らで、新聞紙上の議論を「戦争」に、紙面を「戦場」になぞらえる喩えが、新聞投書の言説のもうひとつのよくみられる類型をなしていたのである。

新聞紙上での文章を介したコミュニケーションの開始は、たしかに

人々がかつてほとんど経験したことがないような、新しい形態の人間関係をもたらすものだった。人々は最初からそこでの振る舞い方に熟達していたわけではなかった。わずか十年前までは、個人が公共に關わる問題について意見をもち、それを不特定多数の人々に広く公開するという実践が文化として根付いていたとは到底いえない状況であったのにたいして、今や各人の意見が記されたほぼそのままのかたちで（しかも驚くべき迅速さで）立ち現れることのできる機会が急速に制度化されてきたのである。このようなコミュニケーションの空間へと各人の意見の表出を促す未曾有の誘いに対して、人々の側は戸惑いやはにかみで応えるどころか、驚くべき積極性と創意工夫で応じたのだった。明らかに、新聞紙上での議論という新しい実践は、ただ目下の主題へと収斂していくような言葉のやり取りにとどまることなく、公開の場で、衆人環視のなかで自らの持てる技量を最大限發揮しながら闘技しあうことの高揚感を人々に教えることになったのである。

この頃のもっとも一般的な新聞的文体は漢文調の仮名交り文であったが、この文体を駆使するだけの漢文の素養をもっていた人びとにとっては、文章を公に示すとは英雄的卓越を競う行為としての意味をもっていた。日々言説が新陳代謝していく新聞紙面という場は、不朽の卓越性よりは軽薄な射利心を呼び寄せる傾向が強かったといえるが、それでもそこでの言説生産を完全に泡沫的なものと感じるほどのシニシズムが浸透していたわけではなかった。ともかく、新聞は英雄的舞台の敷居を劇的に引き下げ、英雄の大量生産に一役買ったのである。たとえばある投書家は、次のような前置きをしてから議論に飛び込んでいく。

貴社新聞を戦地となして血滴に瀆さんこと、恐懼に不堪と雖も、敵

に此地面に迫らる。道を一畦に借って却戦一場せざれば、殆ど血路を失う。願くば日報社は局外中立せられよ。<sup>40</sup>

論敵に追い詰められた以上、紙面を戦場として流血の一戦を交わさざるをえなくなってしまう。記者たちは引つ込んでいる、ここは投書家の腕の見せ所なのだ。だが英雄たるもの、闘争にあつても余裕綽々、敵の感情を逆なでするにもユーモアをもって観客の喝采を買うのでなければならぬ。投書家は、論敵に向けたこんな捨て台詞で文章を締めくくる。「橘氏、余憤尙お在らば、請う余に漏らされよ。毒煙を以て余人を薰眩するの言を誡めよ。」——文句があつたら他人を惑わさず、俺に直接かかつてこい。

おもしろそうな戦いには、黙つていられなくなった部外者が腕を鳴らして参入する。「由良井氏未だ自ら其非を解せざるのみならず、反つて橘氏を誹謗するあり。余黙せんとして不能。開明の今日を解せずして漫に異議を發するより、寧ろ余輩の許に来て束修を行い玉えよ。余は牛込天神町に寓する土雲山人の徒なり」<sup>41</sup>——自分の非すら理解できずに橘氏をこきおろす馬鹿は、授業料を払って余輩に教わりに来るがいい。こう言われて、由良井と名乗る人物も黙つて引き下がるわけにはいかない。「土雲先生我に湯盤を進めらる。甚だ懇情を謝す。余曾て橘氏に洗面を勧めしことあり。是れ彼人の夢寐を警覺せん為のみ。土雲子、之を礼と思ひ、効つて我に洗面を奉進せらる。感謝何聲、予既に独自洗面せり。乞う慰安せられよ。」<sup>42</sup>——土雲先生が俺に顔を洗つて出直して来いと言つた。自分も同じことを橘氏に勧めたことがある。有難いが大きなお世話、手前の顔は手前でもう洗つてある。

日常茶飯事であつたこのような応酬のなかでは、彼らのそもその議論のテーマがいったい何だったのかもすっかり霞んでしまう。見世

物化した闘技的論争によって起こる議論の麻痺は、読者投書家のあいだだけではなく、新聞社や新聞記者も共通に抱えていた問題であった。ある読者は次のような苦言を呈する。

近來の新聞は太平中の大戦争、支那古代の七國騒動……日がな毎日悪る口の絶え間なく、……新聞も智識弘めは表て向き、得意弘めが肝心にて、其は銘々の働き次第、くだくだしくは言うに及ばず、……彼れ阿諛ならば我は狡猾と、互に鄙しき根性くらべ、……最う仇口はよして貰いたい。<sup>43</sup>

新聞各紙のあいだでは読者の奪い合いが昂じて、新聞の本来の使命であるはずの「智識の啓開」は二の次となり、読者をうんざりさせるような互いの足の引っ張り合いが日常化している、とこの投書家は感じていた。それでも新聞、とりわけ自分が愛読する『郵便報知新聞』とその主筆・栗本鋤雲に好意的であった彼は、「社緯を憚らず上刷して、以て公が坦々蕩々の腸を公示せられよ」——社としての、そして鋤雲自身の立場を明確に示すことによつて、低級な小競り合いから脱却することを勧告するのである。だがこのような言葉ですら、五七のリズムを意識した凝った戯文調文体で発せられてしまう。これが、公共圏で声を発するということがだった。

近代的公共圏という場において初めて味わわれることになった自由のなかで、人びとは新鮮な解放感を享受した。新聞紙上で奔放なまでに展開された議論は、論者同士の闘技的ともいえるパフォーマンスによつて、読者の関心と好奇心をそそった。議論のこのような闘技的性格——議論において優位なポジションの獲得を常に競い合うような性

質は、明六社のようなアソシエーションにおける議論から新聞紙上の議論をはつきりと分つ特徴だった。明六社（ソサエチー）の外側で、やがて「社会」と名指される空間は、まったく異質な問題を提起しつつあったのである。新聞の紙上では同時に、ときとして内容に関わる議論を置き去りにして文の過激さや奇抜さが競われた。こうした議論実践が新聞の品位を下落させることを懸念し、憂慮する声もしばしば聞かれた。こうした憂慮の構えが、議論において優位を握るための戦略じみた性格を帯びることがあったことは否めない。しかしその背景には新聞メディアに対する強い期待が存在していた。

明治七年が明けて早々、ある新聞投書は言う。新聞は人心を鼓舞するうえで重要な手段である。「覇政」を打破した開明の時代にあつては、才能によつて人材は拔擢され、「上下一途、万機公論に帰する」こととなった。このときにあたり、「朝に集議あり、野に新聞あり、以て天下の人心をして自主公平に向わしめんとす。……蓋新聞は草莽の小集議場也。苟も集議の一小場を以て之を視れば、則新聞の盛衰は人心の由て盛衰する所以也。人心の盛衰は国家命脈の由て盛衰する所以也。我故に曰、新聞は人心を鼓舞する術中の一に居すと」<sup>44</sup>。民撰議院設立建白書が新聞の紙面を飾るのは、この投書から二週間もたたないうちのことであるが、それ以前から新聞メディア自体が在野の「集議場」——すなわち人民の議会であるという見解が現れていたのである。

民撰議院設立を待たずとも、人々はすでに新聞という「民間擬立の民選議院」<sup>45</sup>を手に入れていた、新聞は「下民の議事会」<sup>46</sup>を、今ここで実現しているのだ。新聞に対してこれほどの期待を寄せているからこそ、彼らは新聞および投書行為に対して自重を要請せずにはいられない。

請在任の人、諛諛の言を擯け、細瑣の件を省き、類似の論は累記するなく、無稽の説は採録するなく、独確切有用の論議を汎括し、公明正大を主張せんには、豈新聞不振の利あらん哉。請投書家も亦奮起振興して、俱に人心を鼓舞するの分を尽し、尋常猥史の看を做す勿れ。<sup>47</sup>

編集側も投書家も、それぞれの立場から紙面向上に努めるべきだ。とりわけ投書は個人的行為を超えて全国人民の利害を述べる公的な行為なのであるから、投書家は「全国人民の代議者」の自覚を持つてほしい<sup>48</sup>。ところがその新聞投書で無名・偽名のほかふざけた戯名の使用が横行し、無責任な議論の原因となっている。やむを得ない場合を除いて、投書には正しく詳細な住所と氏名を記載するべきだ<sup>49</sup>……。

新聞紙上における議論とはどうあるべきか、議論が混乱し不毛なものとなり果ててしまわないためにどのような姿勢とルールが共有されるのが望ましいか。こうしたいわば議論実践にかかわる自己言及的な性格は、この時期の新聞上の議論を特徴づけるものである。民撰議院設立論争という名で知られている一連の議論は、公開された議論実践のごく初期の代表的なものであったが、この議論の開始に際して、きっかけとなった民撰議院設立建白書を最初に掲載した『日新真事誌』の主筆ブラックは、議論のガイドラインを示すことに労をいとわなかった。

一月十七日の建白書の掲載後、初めて反応の投書を掲載した同月二十七日の論説欄にて、ブラックは民撰議院建白の提出が民意に基づく政治への端緒になるとして歓迎の意を表明し、政治が「公衆の説」を反映することになれば、新聞紙の重要性は一段と増すはずだとの見通しを述べる。この際、日本の新聞各社は人民の疑問に應えるために努め

るべきであり、「喩え出版社互に異説あるとも敵視することあるべからざるなり」とブラックは念を押している<sup>50</sup>。民撰議院の問題が新聞各社の立場を分裂させる可能性を想定しつつ、「異説」を「敵視」しない態度を、彼は提唱したのである。

まもなくこれについての議論が活発化しはじめると、あらためてブラックは政府がこの議論を抑圧するそぶりを見せないことを評価しつつ、民撰議院とは人民が国政に関して「恣まに其是非を言を得るの自由」をもたらしものであり、それゆえ民撰議院の是非をめぐる議論においても、どの立場も忌憚なく議論を尽すべきだと述べる<sup>51</sup>。ただし留意すべきは、「此れが為めに党議を發し、相仇視するなからんこと」である。議論をする人々のあいだで「互いに鬪角以て私論を張るの事なくして、平心以て詳らかに其説を弁じ、其説を聞くに非らずんば、此議の如き、空しく鬪角の媒介をなすに過ぎずして、人心遂に一致する能わざる可し」<sup>52</sup>。せっかくもたらされようとしている自由な議論の場において感情的な派閥鬪争に陥ってしまうなら、議論はついに無益な争いに終るだろう。忌憚なく、そして冷静かつ公平な議論の態度が速やかに身につけられる必要がある。〈差異〉が〈敵対〉へと発展してしまわないこと、これがブラックが民撰議院論争の出発地点において心を砕いたことであった。

だが数日後にはブラックはさらに一歩踏み出した警告を發することになる。「民撰議院設立の建白を載せしより以来、諸説紛紜、何れが非、何れが是なるを弁ぜずと雖も、間或は其人の進退に付、謗議に渉る者あり。此の如くなれば、吾輩發行する所の新聞紙の如き、鬪角の媒を為すに過ぎず。故に以後投書せんと欲する諸君は、右設立の可否の弁論あらんことを。若し其人の進退を謗議するに關涉するあれば、亦た執つて載録せざる可し」<sup>53</sup>。ここでブラックが特に問題視しているの

は、「人の進退」に触れる議論、すなわち個人に対する攻撃的な発話である。目下の論点についての議論と、個人攻撃とは明確に区別されるべきなのであり、この点を混乱している投書は今後、没書とすると、ブラックは強い口調で牽制する。これは、本章冒頭で紹介した福地桜痴と安宅某との応酬のなかで、福地が問題とした点とも重なることを想起しておこう。

明治七年を通じて民撰議院論争をはじめとする数々の議論が新聞紙上で活発に交わされることになったが、この年の議論についてわれわれが注視すべき位相は、民撰議院設立の是非をはじめとする個別の諸問題の水準ではなく、自由な議論の場が開かれたときそこにおいて享受される自由に対処するかという問題の水準にある。議論のルールはどうあるべきか。この問題の核心に位置していたのは、繰り返し現れる個人攻撃の投書意見にどのように対処すればよいのかという問題である。ある投書家は言う。

貴社新聞紙中、討論の一二を見るに、其文体議論の文にはあらずして、恣に他人を悪口し罵るもの多し。嗚呼夫れ何ぞや、いやしくも国事を討論する如きは、其論至当を得る時は、之を国事に施行するの目的なるべし。然れば則ち国家貴重の事柄にあらずや。何ぞ討論の軽率なる、互に相罵り悪口する、其文体口調野卑にして、読者之を快とせず。新聞撰者は、此の如き投書は捨て取らざるを良とす。米欧の如き出版寛許の国といえども、人を罵り人の説に対して悪口するの類は、之を新聞紙に記載し又は之を著述することを禁ず。必竟人の自由を妨碍するに同一理なるが故なり。貴社新聞に於て某氏の朝鮮に使せんと云うを、某氏誹謗せり。然るに昨日の新聞紙に又誹謗せる人に対して悪口せる説を挙たり。総て是等の類は将来禁

止して新聞紙に記載せずして可ならんか。<sup>54</sup>

真面目な新聞読者や投書家のあいだでは、新聞紙上に罵倒悪口がのさばっている事態は、西洋から到来した新しい文明の利器の活用状況として「国辱」ものであると感ぜられる<sup>55</sup>。新聞紙面からこうした軽率野卑な言説を一掃するために読者たちが希望を嘱したのは、編集者が毅然とした判定者となり、好ましくない投書は没書として取り上げないことであった。この点で、民撰議院論争の開幕時におけるブラックの態度は読者の期待を先取りし、応えるものであったといえる。すでに前節で述べたように、法的な言論規制の空白期にあたるこの時期、新聞紙上の言論に没書という決定的な力を行使して秩序をもたらすことのできる主体は新聞記者・編集者であるはずだった。

その新聞記者・編集者たちもまた、投書の採否は重要な問題であり、今後の新聞メディアの命運がかかっていることを自覚している。『東京日日新聞』では論説欄でその責任についての見解を表明している。

新聞記者或は勞を憚り、或は力足らず、投書の旨趣、可否利害の判断を審にせざるか、抑も又學術識見膚淺にして、其要領本義を弁知せざるか、動もすれば罵言詬辞の投書を記載して、新聞紙を殆ど奴僕悪言紛争の場に帰せしめ、更に世の功益なくして却て政の巨害を醸し、従て之を購読するもの、金を出して匹夫の喧嘩に立会う思いをなさしむ。……抑も人の意思を吐露し、論議を発叙する、固より事の可否を審案し、理の曲直を弁明するを主とし、罵言悪語を用べからず。況や其人を指目し、又は其官を顯言して罵言の語を下すは、禁止の甚だしきことなり。若し其人其官を指さざるを得ざることあらば、穩当に其理非を論じ、其姓名を仮託せず、其実を記すべきは

勿論なり。蓋し人の榮名に害あることは、固より其人一世の浮沈得失に關し、容易ならざることなれば、最も慎むべき第一にて、西洋各国に於ても此事に付ては意外の裁判を煩すこと少からず。故に新聞記者たるもの、用心を此に注がざるべからず。若し記者投書の取捨なく、直に漫載せば、不平失意のもの、或は狂人酗夫の乱言暴論を吐き捨る糞場となり、其臭氣に堪えざれば、政府も之を禁じ、人民も之を厭うに至り、世益の新聞も竟に烏有に至るべし。<sup>56</sup>

編集者が投書の採否を誤るとき、もしくは杜撰なやり方で手がけるなら、新聞は無意味かつ有害な紛争の場となり、あるいは読むに堪えない罵詈雑言のごみ溜めとなり、結果的には政府からも危険視され、読者からも見放されて存在意義を失うことだろう。

このとき読者投書家の側も、新聞記者・編集者の側も一致して示すのが、個人に対する攻撃は個人の名譽にかかわる問題として西洋の文明諸国においても厳格な対応がなされているという指摘である。実現された公共圏の自由にとって、もつとも深刻な脅威となるこの問題は、禁止されてしかるべきものである、という認識が両者のあいだで共有されている。しかし問題は、それを禁ずる主体はいつたい誰なのか、という点にある。そもそも新聞投書が「誹謗」に陥りがちであるという意見があるが、それはむしろ「直言」しているということなのではないか。「直言」を「誹謗」と見なして否定してしまうなら、そこから「阿諛」が発生してしまうことだろう、というもつともな指摘をする投書もある<sup>57</sup>。たしかにいつたい誰が、どのような資格で直言と誹謗を判別し、禁止を命ずることができるというのか。ある論説記者——おそらく栗本鋤雲——は次のように「聞紙〔新聞…引用者〕の大意」を論ずる。

聞紙は一人一手の私撰に非ず、天下衆人の共に説て公に論ずるの紙なり。故に其体たる厯雜醇駁、必ず一なる能わざるのみならず、馴る者、抵るる者、規する者、頌する者、怒る可き者、喜ぶ可き者、交互錯出し以て觀者の採択に供し、其取捨亦觀者の意如何に任ずるに在り。……觀者宜しく平心虚氣に対して偏狹の念を絶ち、異者之を異とし、同者之を同とし、其毀や以て他山の石と為し、其譽や以て金蘭の言と為す。則ち夫の厯雜醇駁なる者に於て、未だ必らずしも意見を広め、智識を卓する一大長具ならずはあらず。<sup>58</sup>

新聞の特質とは、それが情報・意見・編集のさまざまな局面においてつねに多様性・複数性に立脚している点にある。新聞の制作編集にあたっては、単独の誰かが特権的な力を揮っているわけではない。「厯雜醇駁」、「一なる能わざる」のがその宿命なのであり、それゆえにこそ多様な意見が広く共有され、知識が向上していくことができるのである。ここでは、すべての読者がそれぞれ「平心虚氣」な立場から意見や情報を取捨選択する主体であるべきなのであり、自分自身以外の者の判断力にそれを委ねるべきではない。記者・編集者の立場としてはただ「公平」を旨とし、たとえ「浅学薄識」の謗りを受けようとも、できる限り度量を広く構えて、自分の「私見」でせっかくの投書を没してはならない、と論者は述べる。おそらくこの論説は、編集側による投書の取捨の強化を訴えたライバル紙『東京日日新聞』の先の論説に対抗して書かれたものであった。

われわれはここに、公共圏における議論実践にたいして分裂した二つの態度が形成され、拮抗しているのを観察することができる。今しがた確認したばかりの『郵便報知新聞』論説が代表している態度を、議論の自治」という言葉で特徴づけておくこととしよう。この態度にとっ

て、法的規制の空白において公共圏の自由を享受して溢れ出てきた声への対応は、公共圏に参加し構成する行為者自身によって行われるべきことである。究極的には、行為者それぞれが誰にもその判断力を委ねてしまうことなく、自らの判断力を自由に行使することによってこそ、公共圏の自由は完遂されることになる。そこには職業的言論人とアマチュアとの区別は存在しないのであり、誰もが自らの責任と自覚によって意見の取捨選択を行い、自らの意見の形成を行うのである。<sup>59</sup>

他方で、公共圏の議論を規制するような権威を、公共圏の外部から呼び込むことを志向する態度がある。この年の十一月、『日新真事誌』投書欄に、ライバルである『東京日日新聞』が内務省に提出した「上書の写」なるものがスクープされた。それによれば、文明開化の世の中において新聞は大きな役割を果たすとともに、弊害もまた小さくない。というのも「動もすれば議、国体に関し、論、政教に渉る、所謂毫厘千里の誤りを為し、不知々々行政の障碍を醸出するなきを保つこと能わず」という状況だからだと『東京日日新聞』の記者は述べる。これについては西洋の文明国でもさまざまな対策を立てており、「国務卿所管属する別種官該の新聞紙なるもの」、すなわち官報に類するものを設けて他の新聞の誤りを正し、政府の意向を忠実に報じて、政務を輔翼するという。『東京日日新聞』も「他の新聞紙の模範」となるよう努め、他紙の妄談誤謬を糺し、有害な「筆戦の際其論鋒を挫き」信頼される紙面づくりをする所存だが、「官の保祐に依らざれば能く実を証し信を帰するの効をなし難し」——すなわち政府の後ろ盾なしには、公共圏の議論の規制者としての役割を果たしにくいので、内務省からの情報提供の優先権・独占権を供与されたい、というのがその趣旨であった。<sup>60</sup>

すでに述べたとおり、『東京日日新聞』はちょうどこの時期、「太政

官記事印行御用」の特権を得ている。準官報の役割を引き受けることによって、政府の権威を後ろ盾として公共圏の議論の裁定者を自認しようとする『東京日日新聞』の姿勢は、競合他紙に苛立ちと警戒心を抱かせていたものであるが、これは単なる営業上の競争心に由来するものだったのではない。問題の性質を根底において規定していたのは公共圏の議論のルールを制定する主体と権威の所在だったのである。公共圏の議論では、議論そのものにおいて優位を握ることが常に争われていたが、それと同時に、議論のルールの設定をめぐる主導権も争われていた。〈議論の自治〉か、外部すなわち政府権力を公共圏に呼び込むか——この二極のあいだで、あるべき議論のルールと、議論の参加資格とはいかなるものであるべきか。われわれがすでにある程度まで確認してきているように、「社会」という言葉が生まれ出たのはこのような性質を帯びた議論のなかからだった。

やがて公共圏の自由は、議論における個人攻撃と個人の名誉の問題を契機としてひとつの決着を見ることになるのであるが、そのまえにわれわれは、この時期の公共圏にとって新聞メディアのみが主要な制度であったのではなく、アソシエーション実践が公共圏にとって主要な側面のひとつをなしていたことを思い出しておく必要がある。この側面も含めた全体像から公共圏の姿を描き出しておかねば、われわれの作業は片手落ちとなってしまうだろう。なぜなら「社会」という言葉が生まれた場とは、やがてひとつの「ソサエター」が——明六社「ソサエター」という実体としてのシヴィル・アソシエーションが、消えることを決意することとなる場でもあったからである。

(以下、後篇に続く)

1 本稿は、近世後期（十八世紀末から十九世紀半ば）から明治初頭（十九世紀後半）にかけて、日本が経てきた「social / 社会」概念の輸入・移転をめぐる経験について探究した以下の一連の論考の続編である。

「Social」と出会う——明治期における「社会」概念編成をめぐる歴史研究序説『学習院女子大学紀要』第九号、二〇〇七年

「Social」を想像する——幕末維新期洋学者たちと「社会」概念『学習院女子大学紀要』第十一号、二〇〇九年

「明六社」「ソサイチー」・社交・アソシエーション実践——明治期における「社会」概念編成の歴史的考察（前編）『学習院女子大学紀要』第十五号、二〇一三年

「ソサイチー」を結ぶ——明六社「ソサイチー」・社交・アソシエーション実践（後編）『学習院女子大学紀要』第十六号、二〇一四年

2 「公共圏」という表現はいうまでもなくユルゲン・ハーバーマスの「公共性の構造転換」において用いられた概念に由来するものである。ハーバーマスが定式化した西ヨーロッパ諸国における「公共圏」は、歴史的には「具現的公共圏」から「市民的公共圏」「マスメディア的公共圏」へと推移していくものと把握されている。そのなかでも近代市民社会に特徴的な「市民的公共圏」は、担い手の社会的条件という観点からいうなら、西ヨーロッパ諸国においてのみ限定的に成立しうるものであり、歴史研究の分析概念として普遍的な適用が可能なものとは言えない。日本については、そもそも「市民」というカテゴリーで「公共圏」を区分すること自体ができないからである。しかしながらここではあえて「公共圏」という表現を借りつつ、かつそれを近世的・具現的なタイプのそれとは区別された、近代社会の編成に対応する一定の性質を帯びたものとして「近代的公共圏」という表現を用いることとしたい（ただし本文中では煩瑣を避けるため、「近代的」という形容句はおおむね省略する）。というのもここでわれわれが捉えようとしているある空間であり場であり、またある種の装置の組み合わせであるものは、言論メディアアとそこでの実践の様式、アソシエーションとその実践、民主的（立憲主義的）政治を指向する制度の試みといったさまざまなものから構成されている、ある歴史的な時点における公的コミュニケーションの布置のまとまりなのであり、それぞれの部分的な構成要素によってはその全体を捉えることが

できないからである。日本のような後発の近代化国家においては、「市民層」と呼ぶことのできる担い手が不在であったとしても、やはりハーバーマスが「公共圏の制度」と呼んだものに相当するものは生成しえたと、それらは近世社会において存在していたものとは異なる原理にもとづいていた。これらそれぞれの制度や領域についての個別の研究は、政治思想史（憲政史）、近代史研究（幕末・維新史）やメディア史などの諸分野での蓄積があり、研究的な成り立ちからも、また論者とその問題意識によっても、対象の切り取り方とそれを把握するための呼称はさまざまである。（たとえば「公議輿論」「憲政史・政治思想史」、「公議」「公論空間」「三谷博」、「公共圏」（安丸良夫・中嶋久人）など）。だが本稿で扱いたいと思っっているものは、個々の制度や領域の水準とは別の次元にあるもの、すなわちハンナ・アレントが人に見られ・聞かれるような「あらわれ」の場として提示した公的領域が編成されるうえでの原理と実践のありようである。本稿では「近代的公共圏」という表現を、このような分析を可能にするための方法的概念として用いるとともに、この概念をつうじて国際的な比較の可能性に開かれることも期待したい。

- 3 『日新真事誌』明治八年一月十三日、「弁駁」欄
- 4 佐々木隆「メディアと権力」小学館、一九九九年、四八―四九頁
- 5 『東京日日新聞』明治七年一月六日「東京日日新聞」
- 6 竹越与三郎「新日本史」維新後記（五）、岩波書店、二〇〇五年、一八七頁
- 7 福地桜痴『新聞紙実歴』三頁（『明治文化全集 新聞篇』日本評論社、一九五五年）
- 8 福地桜痴『新聞紙実歴』三頁、柳田泉『福地桜痴』吉川弘文館、一九六五年
- 9 福地桜痴『新聞紙実歴』四頁
- 10 福地桜痴『新聞紙実歴』四頁
- 11 福沢諭吉『西洋事情初編』（『福沢諭吉全集』一卷、三〇五頁、一九五八年）
- 12 「新聞紙社中へ御加入之儀申上候書付」『言論とメディア』岩波書店、一九九〇、五頁
- 13 松本三之介「新しい政治意識の萌芽」一八―一九頁、井上勲「ネーションの形成」一〇〇―一〇四頁、橋川文三・松本三之介編『近代日本政治思想史』I、有斐閣、一九七一年など。
- 14 C.テイラー『近代——想像された社会の系譜』岩波書店、二〇一一年、一

15 尾藤正英は近世政治においてすでに「諮問」や意見聴取は慣行化していたことを指摘し、それが幕末以後、維新後の「公議輿論」の尊重という風潮をもたらしたことを指摘する（『明治維新と武士』、『近世とは何か』岩波書店、一九九二年所収）。池田らがバブリック・オピニオンとその重要性に気づくことができたのも、こうした慣行への親近性が彼らの認識の枠組みとなっていたからだということができるだろう。しかしこのことは、いうまでもなく、池田らがヨーロッパで見出したものと、近世日本において慣行化していた態度との同一性を意味するものではない。

16 井上勲、前掲論文、九七一―一〇〇頁。また同じ著者の「幕末・維新时期における『公議輿論』観念の諸相」岩波書店『思想』六〇九号、一九七五年三月）、七〇―七三頁。後者によると、幕末においてある意見が「公論」としての正統性をもつか否かの判定基準となつたのは、その担い手の精神的態度の「公明正大・公平無私」性、および「輿論」（衆議・衆論）による支持の有無であったという。井上はそこから一八六六（慶応二）年の大久保利通の「公論採用に関する意見書」を引きつつ「公論」採用の方法が課題とされていたことを示しているが、言い換えればこれは幕末の段階の日本では、「公論」の正統性判定のための有力な基準・制度がともに不在であったことを意味している。なお、そうであるなら「公論」として正統性は、超越性の契機が優越するのではなく、優越者の意見が「公論」になるのである。「公論」が優越するのではなく、優越者の意見が「公論」になるのである。

17 「新聞紙社中へ御加入之儀申上候書付」『言論とメディア』、五頁  
福沢諭吉『西洋事情初編』（全集第一巻）、三〇五頁

19 「新聞紙社中へ御加入之儀申上候書付」『言論とメディア』、五頁  
福地桜痴『新聞紙実歴』五頁。なお、この点について瀧川修吾は桜痴自身の

20 当時の政治的立場についての回想が『新聞紙実歴』と『懐往時談』とで食い違っていることを指摘し、実際に『江湖新聞』テキストに踏み込んだ分析の必要を訴えているが、自身の論文ではその点に踏み込むには至っていない（『江湖新聞』と福地桜痴）『日本橋学館大学紀要』第十一号、二〇一二年）。

21 明治元年六月五日、市政裁判所町触（『言論とメディア』四〇八頁）  
ただし、明治二年に開成学校から頒布された「新聞紙印行条例」は、「法令

23 全書「法規分類大全」には収載されていない。『言論とメディア』四〇九頁以下、いずれも明治四年新聞紙条例より。『言論とメディア』四一〇―四一

24 明治四年新聞紙条例発布のきっかけとなった明治四年六月の京都府衙。『言論とメディア』四一〇頁

25 このときの禁止には、後に見られるような罰則規定はない。これゆえここで

26 太政官第一三二一号布告（明治六年四月十日）。『言論とメディア』四一一頁

27 『官僚制 警察』岩波書店、一九九〇、六三頁・解題

28 佐々木隆『メディアと権力』五四頁

29 稲田雅洋『自由民権の文化史』第六章、筑摩書房、二〇〇〇年

30 福地桜痴『新聞紙実歴』七頁

31 『東京日日新聞』明治七年一月九日。

32 牧原憲夫『明治七年の大論争』日本経済評論社、一九九〇年、六頁

33 「僕はブリュチスを罪ありとし、カシユース、カスカを罪ありとするを好まず、彼諸子は皆な尊敬すべき人々なり。僕は寧ろシーザーを罪ありしとし、僕を罪ありしと茲に会したる諸君を罪ありとせんのみ」と、桜痴は記しているが、これは第三幕第二場の「おお、諸君、もし万一私に諸君の心を動かし、

34 反逆暴動に駆り立てようなどとの下心が起るとなれば、もちろん、これはブルータス君にもキャシアス君にも背信の沙汰。ご承知の通り、両君ともに人格高潔の士。そんなことは、私として断じてしたくない。たとえ死者を誣い、私自身を誣い、さてはまた諸君を誣いようとも、あの人格高潔な両君を誣い

35 ことはしたくありません。」（中野好夫訳、岩波書店一九五一年、一一〇頁）  
に対応しつつ、かなり大胆に単純化した翻訳であるといえる。

36 シェイクスピア、中野好夫訳『ジュリアス・シーザー』、第一幕第二場、三一頁

37 明治七年五月八日『日新真事誌』  
明治七年五月十五日付『日新真事誌』建白欄  
たとえば五月八日付『日新真事誌』掲載の建白書とそれへの左院からの回答に言及しつつ、出版と新聞の自由について論じた立花光臣「擬住仁安書籍第

- 「二号」(七月十日、十二日付)『郵便報知新聞』及び七月十四日付『日新真事誌』、  
 条目に配慮する新聞社によって自分の投稿が受け付けてもらえないことを訴  
 える七月二三日付『東京日日新聞』投書(七月二十九日付『郵便報知新聞』に  
 も掲載)など。
- 38 正確には罰則は条目内では規定されず、新律綱領および改定律令に照らして  
 処断されると規定されていた。だがこれは、罰則規定を条文に組み込んだ明  
 治八年新聞紙条例・讒謗律以降の法と、大きな対比を見せる点である。
- 39 明治七年一月二四日付『日新真事誌』水上庵主人投書  
 明治七年五月十四日付『東京日日新聞』由良井日刺投書  
 40 明治七年五月二三日付『東京日日新聞』投書  
 41 明治七年五月二四日付『東京日日新聞』投書  
 42 明治七年五月二四日付『東京日日新聞』投書  
 43 明治七年十二月十三日『郵便報知新聞』投書・三戸時興「新聞責善」  
 44 明治七年一月六日『郵便報知新聞』守口如瓶投書  
 45 明治七年三月九日『日新真事誌』筑紫九郎投書。投書家によると、この言葉  
 は明治六年の『日新真事誌』中で馬城台二郎(大井憲太郎)が用いた表現であつ  
 たという。
- 46 明治七年三月十二日『郵便報知新聞』佐々城投書  
 47 明治七年一月六日『郵便報知新聞』守口如瓶投書  
 48 明治七年三月九日『日新真事誌』筑紫九郎投書  
 49 明治七年三月十二日『郵便報知新聞』佐々城投書  
 50 明治七年一月二七日『日新真事誌』論説  
 51 明治七年二月五日『日新真事誌』論説  
 52 同前  
 53 明治七年二月八日『日新真事誌』論説  
 54 明治七年六月十三日『東京日日新聞』尚古堂学人投書  
 55 明治七年九月三日『郵便報知新聞』素位醉史「新聞中恥辱の説」  
 56 明治七年八月二九日『東京日日新聞』論説  
 57 明治七年九月十三日『郵便報知新聞』投書  
 58 明治七年九月二日『郵便報知新聞』論説「聞紙の大意を論ず」  
 59 公共圏における意見の多様性や複数性は、たとえば新聞ごとに個性が異なつ  
 ているという事実のうちにも現れている。投書欄では読者による新聞各紙評

60

が頻繁に掲載される。読者はしばしばこれを、近世以来の見立ての手法を用  
 いた戯文に仕立てて大いに楽しんだ。たとえば新聞各紙の個性は、そのまま  
 近世戯作者たちの個性になぞらえられる。『郵便報知新聞』は曲亭馬琴、『朝  
 野新聞』は柳亭種彦、『新聞雑誌』は談洲楼焉馬、『読売新聞』は十返舎一九、  
 『普通新聞』は墨川亭雪麻呂、『横浜新聞(横浜毎日新聞か)』は式亭三馬、『東  
 京日日新聞』は山東京伝といった具合である。(明治七年十二月十九日『朝  
 野新聞』夢中作左衛門投書) こうした見立ては近世以来の言葉遊びの伝統に  
 のつとるものであったが、各紙の個性の違いを楽しみ鼠眉の新聞を盛り立て  
 るこの遊戯は、同時に政治的立場選択・形成に向かう萌芽でもあった。

明治七年十一月十二日『日新真事誌』投書「上内務省書原稿の写」

(本学准教授)